

愛媛労働局発表
平成25年5月29日

【担当】

愛媛労働局雇用均等室
室長 山田 泉
室長補佐 平井 千恵子
(電話)089(935)5222

報道関係者 各位

平成24年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び
パートタイム労働法の施行状況
～育児・介護休業法に関する相談が前年度の2.1倍に～

1 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 相談

平成24年度の男女雇用機会均等に関する相談は275件で、前年度(331件)に比べて16.9%減少した。相談者の内訳を見ると、女性労働者が56.4%と最も多い。男性労働者からの相談件数は前年度より26.7%増加したが、事業主からの相談件数は47.8%減少した。

相談内容では、セクシュアルハラスメントに関するものが全体の72.4%(199件)と依然として大きな割合を占めているが、件数は前年度(248件)より19.8%減少した。

(2) 労働局長の紛争解決援助

労使間の紛争を解決するための労働局長による援助を行った件数は5件で、内容は妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するものが2件、セクシュアルハラスメントに関するものが3件であった。援助の結果、すべて紛争の解決に至った。

(3) 行政指導

県内の112事業所の雇用管理の実態を調査し、法違反のあった101事業所に対し241件の助言を行った。

助言内容は、セクシュアルハラスメント防止対策に関するものが75.1%、次いで母性健康管理の措置に関するものが24.1%などとなっており、本年4月末までにすべて是正済みとなっている。

また、男女労働者間に配置や昇進等について事実上の男女格差が認められる47事業所に対しては、女性の採用拡大や職域拡大、管理職登用に向けたポジティブ・アクションに取り組むよう助言を行った。

2 育児・介護休業法の施行状況

(1) 相談

平成24年度の育児・介護休業に関する相談は1,530件で、前年度(717件)の2.1倍となった。

相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が1,408件(92.0%)を占め前年度(591件)の2.4倍となり、改正育児・介護休業法の全面施行を受けて、就業規則の整備等に関する相談が増加している。

労働者からの相談は80件(5.2%)と前年度(85件)より微かに減少している。

(2) 行政指導

平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面適用となったことから、第2・四半期以降常用労働者数70人以上100人以下の規模企業を中心に、県内の195事業所の雇用管理の実態を調査し、法違反のあった166事業所に対し610件の助言を行った。

助言内容は、「両立推進者」が104件、次いで「子の看護休暇」が72件、次いで「時間外労働の制限」が69件、「育児休業」64件などとなっており、本年4月末までに98.7%が是正済みとなっている。県内の常用労働者数70人以上規模企業(688社)における育児・介護休業規定の整備率は、4月末現在で97.2%となった。

3 パートタイム労働法の施行状況

(1) 相談

平成24年度のパートタイム労働に関する相談は141件であり、相談件数は年々増加傾向にあり、前年度(116件)に比べ21.6%増加した。

相談の内容は、「その他」を除くと、「労働条件の文書交付等」が22件(15.6%)、次いで「通常の労働者への転換」が16件(11.3%)などとなっている。「その他」の45件(31.9%)には、労働条件の不利益変更や短時間正社員制度、税金や社会保険制度に関するものがみられる。

(2) 行政指導

県内の241事業所の雇用管理の実態を調査し、法違反のあった222事業所に対し523件の助言を行った。

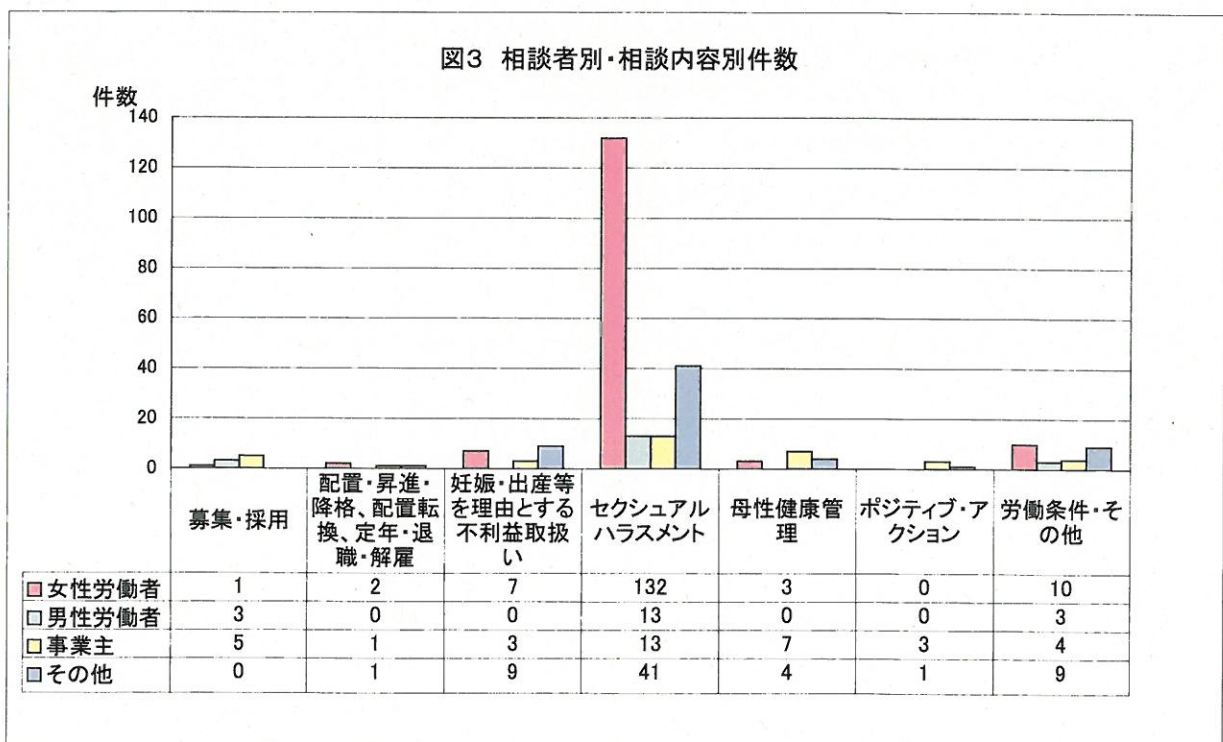
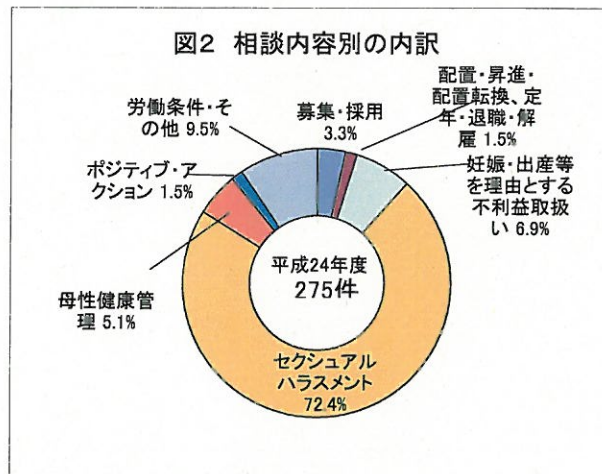
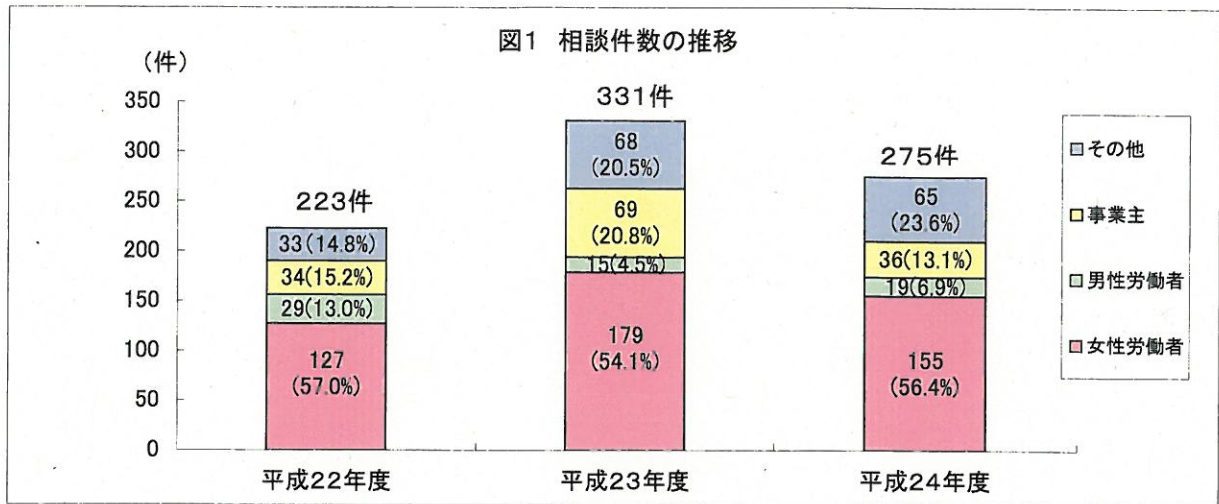
助言内容は、「通常の労働者への転換」が173件(33.1%)、次いで「就業規則の作成手続」が111件(21.2%)、「労働条件の文書交付等」が99件(18.9%)などとなっており、本年4月末までに99.4%が是正済みとなっている。

(参考資料)

- 1 平成24年度愛媛労働局における男女雇用機会均等法施行状況
- 2 平成24年度愛媛労働局における育児・介護休業法施行状況
- 3 平成24年度愛媛労働局におけるパートタイム労働法施行状況

平成24年度愛媛労働局における男女雇用機会均等法施行状況

1 相談



2 労働局長の紛争解決援助

表2

	平成24年度 (件数)	平成23年度 (件数)
妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱い	2	0
セクシュアルハラスメント	3	6
合計	5	6

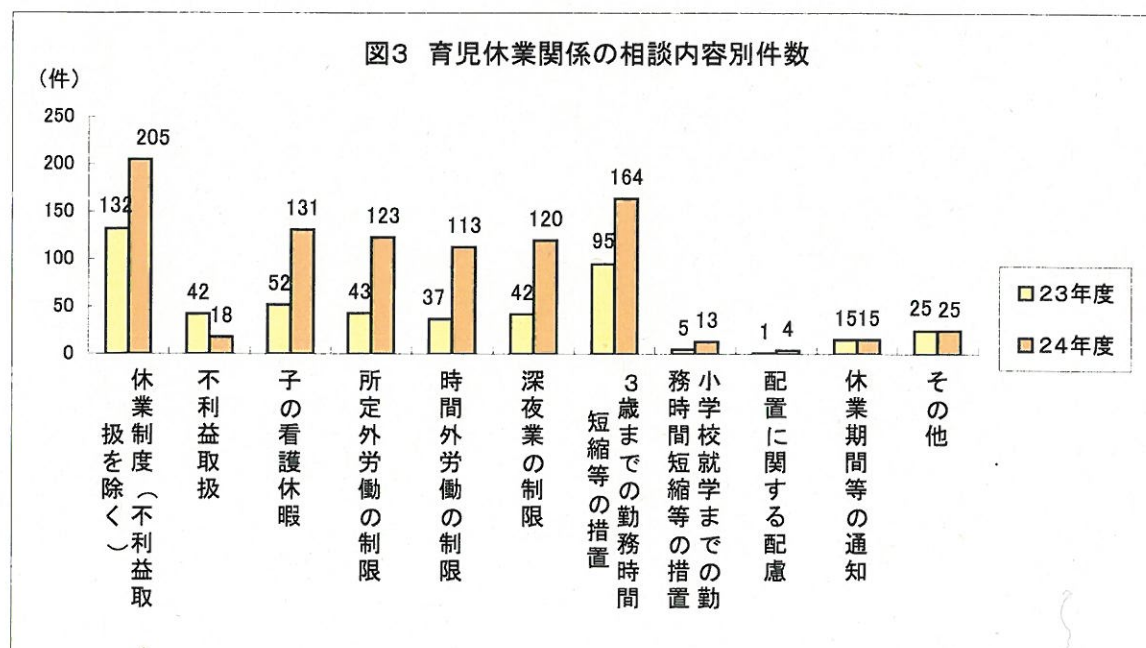
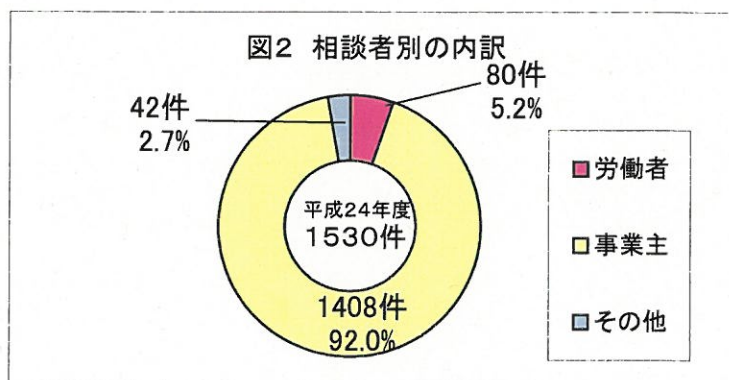
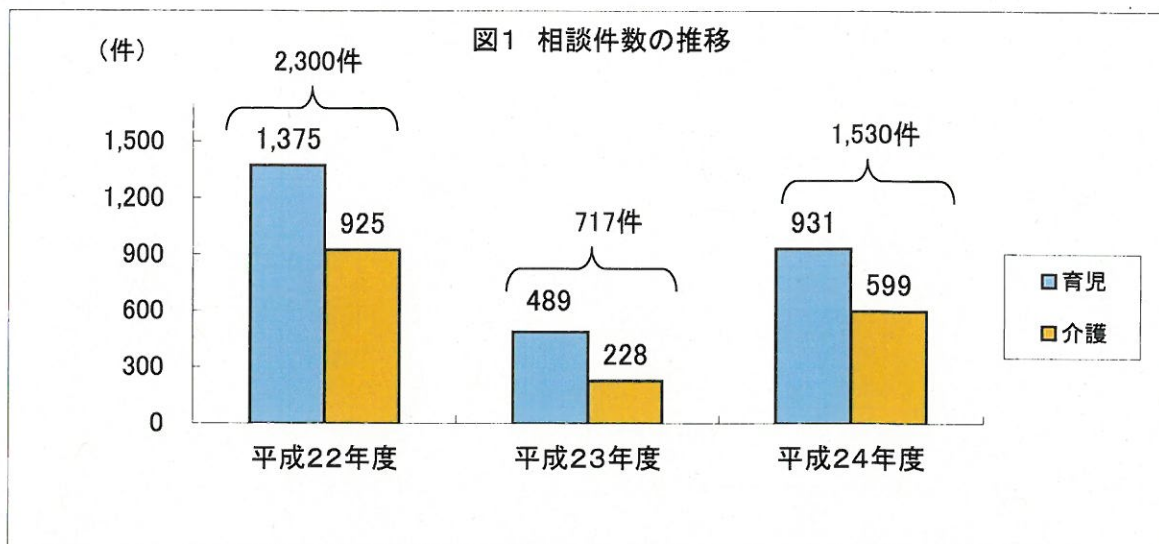
3 行政指導

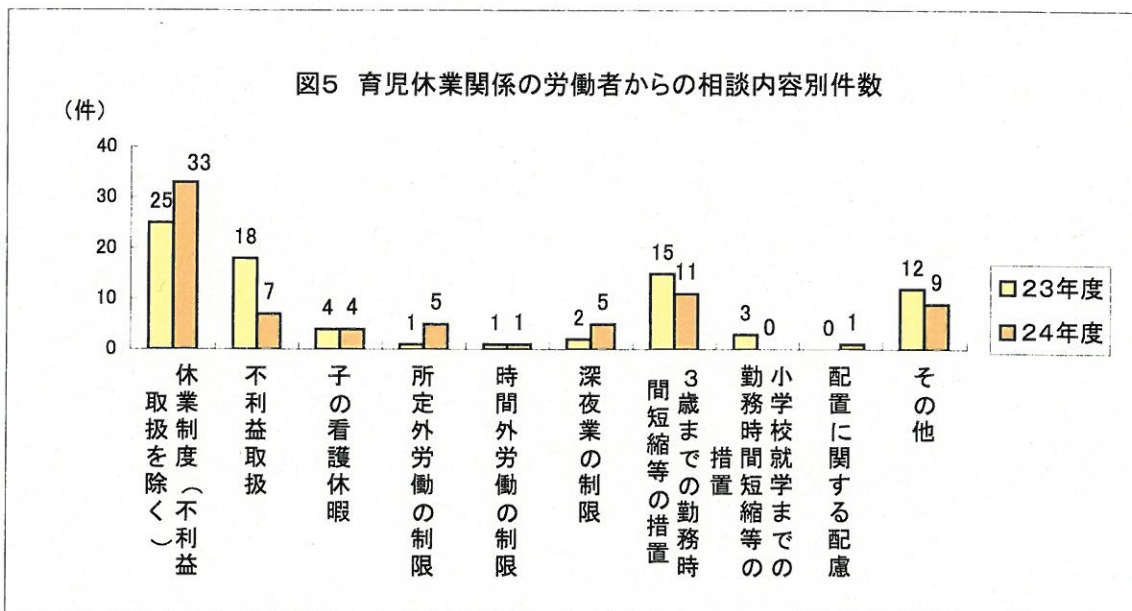
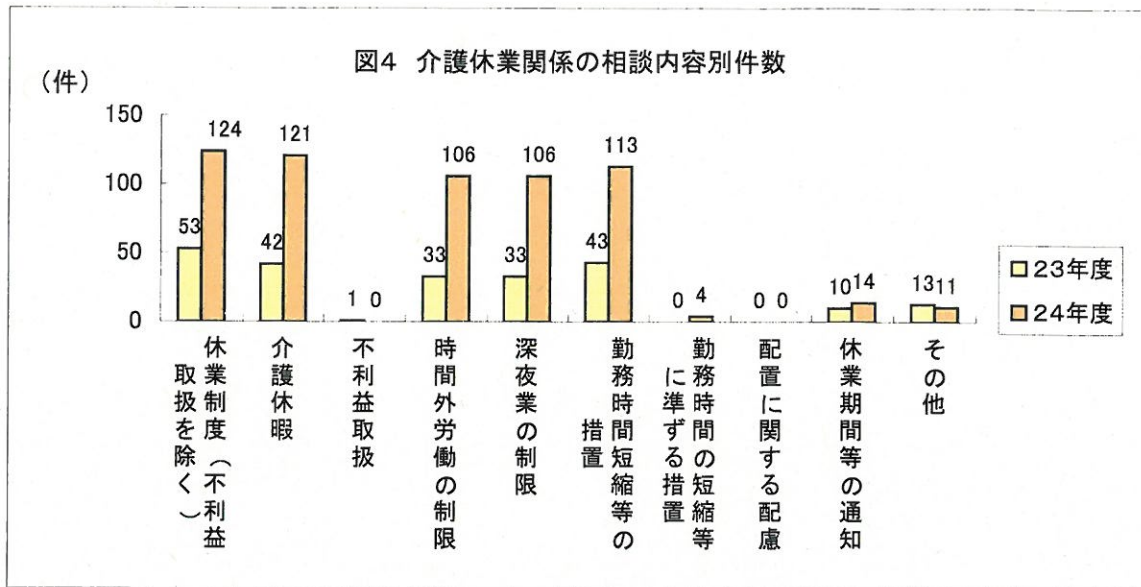
表3

助言内容	件数	構成比
募集・採用	0	0.0%
配置・昇進・降格、配置転換、定年・退職・解雇	2	0.8%
間接差別	0	0.0%
妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱い	0	0.0%
セクシュアルハラスメント	181	75.1%
母性健康管理	58	24.1%
その他	0	0.0%
合計	241	100.0%

平成24年度愛媛労働局における育児・介護休業法施行状況

1 相談





2 行政指導

表1

助言内容		件数	構成比
育児関係	育児休業	65	17.6%
	子の看護休暇	72	19.5%
	所定外労働の制限	48	13.0%
	時間外労働の制限	69	18.7%
	深夜業の制限	16	4.3%
	勤務時間短縮等の措置(措置義務)	58	15.7%
	勤務時間短縮等の措置(努力義務)	23	6.2%
	休業期間等の通知	18	4.9%
	計	369	100.0%
介護関係	介護休業	25	18.2%
	介護休暇	49	35.8%
	時間外労働の制限	18	13.1%
	深夜業の制限	14	10.2%
	勤務時間短縮等の措置(措置義務)	30	21.9%
	勤務時間短縮等の措置(努力義務)	1	0.7%
	休業期間等の通知	0	0.0%
計	137	100.0%	
職業家庭両立推進者の選任		104	
合計		610	

平成24年度愛媛労働局におけるパートタイム労働法施行状況

1 相談

図1 相談件数の推移

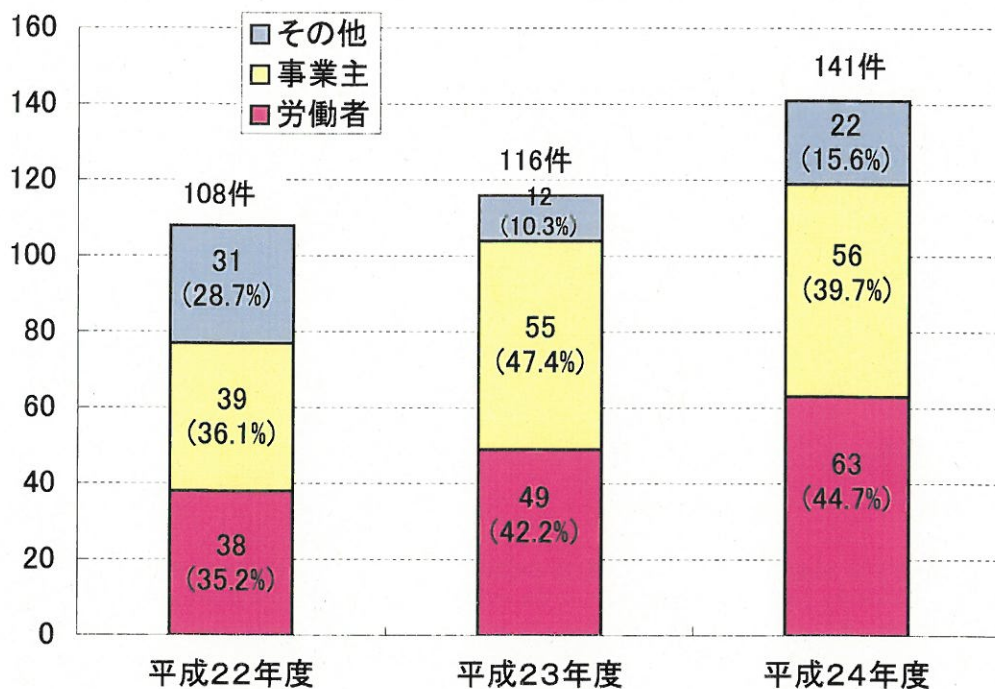


図2 相談内容別の内訳

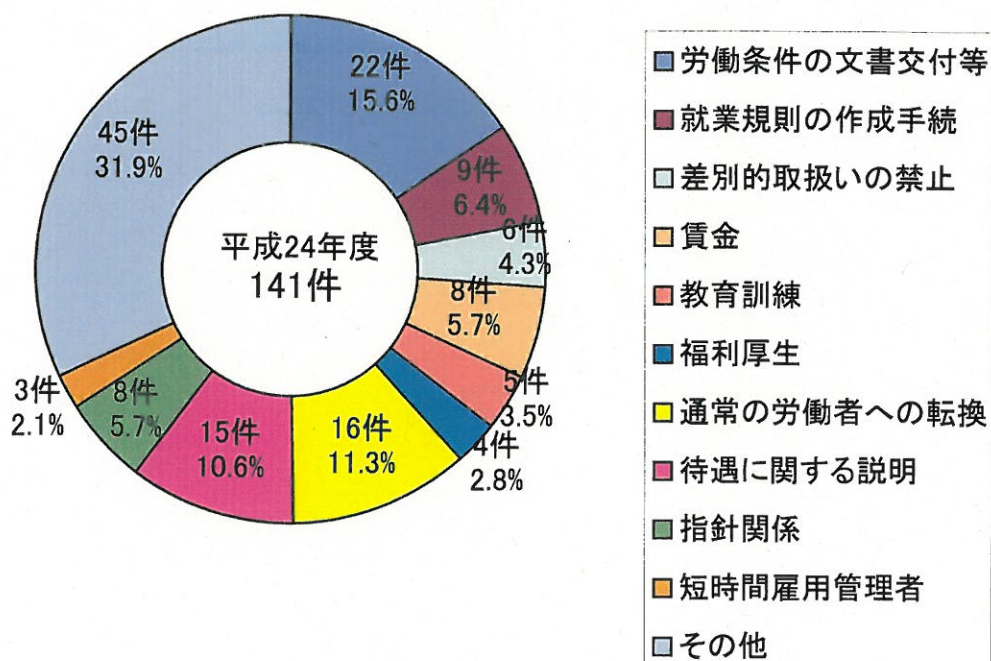
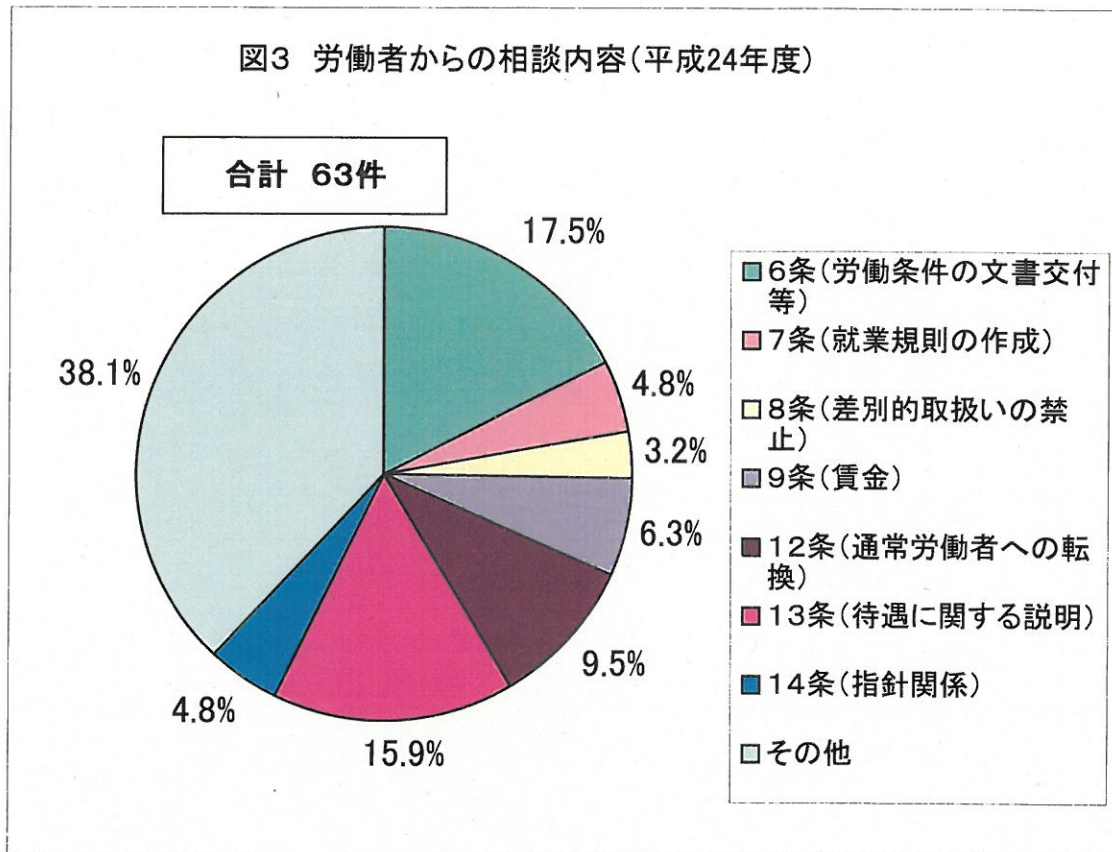


図3 労働者からの相談内容(平成24年度)



2 行政指導

表1

助言内容	件数	構成比
労働条件の文書交付等	99	18.9%
就業規則の作成手続	111	21.2%
差別的取扱いの禁止	0	0.0%
賃金の均衡待遇	21	4.0%
教育訓練	10	1.9%
福利厚生施設	0	0.0%
通常の労働者への転換	173	33.1%
待遇に関する説明	0	0.0%
短時間雇用管理者の選任	96	18.4%
その他(指針等)	13	2.5%
合計	523	100.0%